

### ■労働関係指標

完全失業率 11月の完全失業率(季節調整値)  
**2.7%** (前月比0.1ポイント減少)

有効求人倍率 有効求人倍率(季節調整値)  
**1.56倍** (前月に比べて0.01ポイント上昇)

就業者数 **6,552万人**  
 (季節調整値) (前月差75万人増加)

定期給与 現金給与総額(原数値)  
**278,173円** (前年同月比0.9%増)

## Topics 1. ストレスチェック3年目を迎えて

平成27年12月より施行されたストレスチェック制度。今年で3年目を迎えましたが、その実態はうまくいっているのでしょうか。日本生産性本部が行った企業への聞き取り調査によって、「心の病」が10～20代(27.9%)で急増していることが分かりました。前回の調査に比べ、働き盛りである30代(32.6%)、40代(35.8%)が多くを占めていることには変わりはありませんが、10～20代については10ポイント以上の上昇という結果になりました。

ストレスチェックの実施状況については、各社の平均受検率は約90%と高水準であり、そのうち高ストレスと診断された方は10.3%に上りました。しかし、実際に面接指導を受けるのは本人の希望次第のため1.3%にとどまりました。

公益財団法人 日本生産性本部「第8回『メンタルヘルスの取り組み』に関する企業アンケート調査結果より

### Point 1 労働者のストレス増大

昨今の働き方改革の動きにより、長時間労働の是正が大きなテーマとして掲げられ、労働者はより短時間でより多くの仕事をこなすことを求められるようになりました。

厚生労働省が実施した労働安全衛生調査によると、現在の仕事や職業生活にすることで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は59.5%で、前回調査(55.7%)に比べ増加傾向にあります。(図1)

強いストレスとなっていると感じている事柄としては「仕事の質・量」が最も多く53.8%、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が38.5%、「対人関係(セクハラ・パワハラを含む)」が30.5%となりました。(図2)

図1 現在の仕事や職業生活にすることで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合の推移

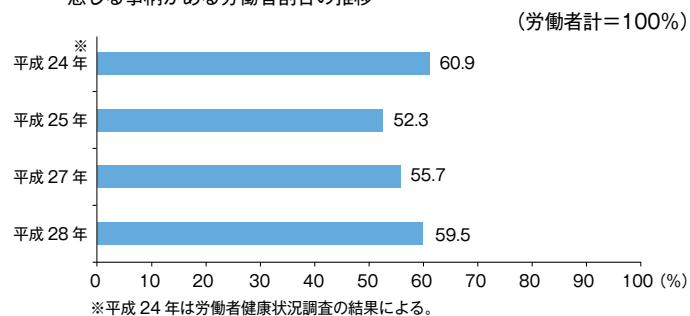
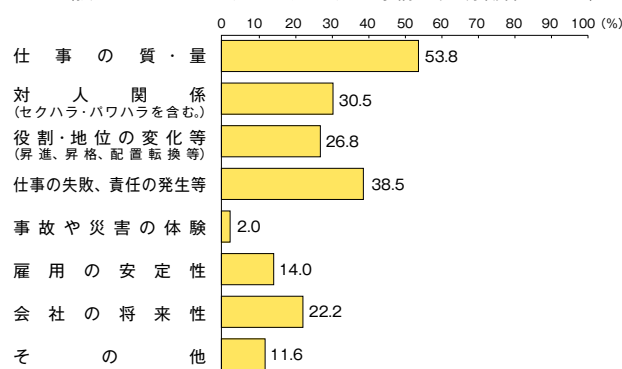


図2 強いストレスとなっていると感じている事柄(主なもの3つ以内)(平成28年)(強いストレスとなっていると感じている事柄がある労働者=100%)



厚生労働省 平成28年労働安全衛生調査より

### Point 2 ストレスチェックの活用

労働者個人への負担が多くかかりがちな今だからこそ、職場環境を整えることが大きな役割を果たすと考えられます。ストレスチェック制度は実施すれば終わりというものではなく、その結果を鑑みて対策を講じることに意味があります。ストレスチェックの今後の課題として「集団分析結果の活かし方」「高ストレス者の面接以外のフォロー」「医師面接勧奨者が面接を希望しないことへの対策」が挙げられます。

現状、ストレスチェック結果の集団分析は努力義務とされていますが、組織全体の分析だけでなく部署ごとの分析を行うことで、その部署のストレス状況を知ることができます。さらに、業務の内容や労働時間と併せて分析することで、今後の職場環境の改善に役立てられるでしょう。弊社でもストレスチェック等メンタルサポートサービスをご紹介します。この機会に是非ご活用ください。

## トピック 2. 無期転換ルールの特例に関する申請について

平成 25 年 4 月 1 日に施行された無期転換制度ですが、施行から 5 年を迎える今年の 4 月以降、多くの有期契約労働者に無期転換申込権の発生が見込まれます。

### 【無期転換ルールの概要】

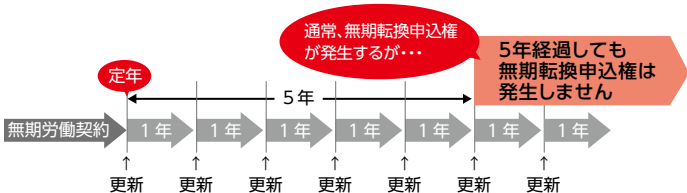
有期労働契約者が契約を更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者からの申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。

- ① 申込み … 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が 5 年を超えた場合、その契約期間の初日から末日までの間に無期転換の申込みができる。
- ② 転換 … 無期転換の申込みをすると使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立。（無期に転換されるのは申込み時の有期労働契約が終了する翌日から）

### 【無期転換申込権に関する特例】

この無期転換ルールの適用にあたって、有期雇用特別措置法により、下記に該当する方については無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

- ① 5 年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- ② 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）〔下図〕



この特例は、事業主が適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けることが条件になります。

認定を受けるためには、本社を管轄する都道府県労働局に対し申請を行う必要があります。申請後は都道府県労働局において審査を行うため、申請から認定を受けるまでには一定期間を要します。

現在、この特例に係る申請が増加しており、認定を受けるまでには通常よりも時間がかかる場合があります。特例を利用される場合は、早めの申請をご準備ください。

## 編集後記《如月》 梅花のこと

2 月「きさらぎ」には「生更ぎ」と当て、「春に向かって草木が生き返り芽吹き始める」という意もあるそうです。いずれにしろ寒気が増しながらも春めく雰囲気も交じり始める季節で、私事です自身誕生月でもあり特別な時となっていきます。

現在の住居に引越した際に、手頃な大きさの紅白の梅を植えました。それが例年我が家の春の先触れでもあるのですが、早紅梅の蕾が膨らみ始めていました。それを見る度に思い出すが、昔、東慶寺での満開の紅梅との邂逅です。古来、春の花では、日本では桜を第一とし、中国では梅がより好まれていたと聞いて意外の感を持ったことがあります。確か、優艶とか豊麗とか、そんな表現で讃えられていたようですが、梅花は丸い小

## トピック 3. トランプ減税と日本企業への影響

昨年のクリスマス前、米トランプ大統領が税制改革法案（TCJA）に署名し、約 30 年ぶりの税制抜本改革が実現することになりました。大統領選時の公約よりはマイルドなものになっていますが、それでも米国税制全体の大改革であることは間違いなく、この早いタイミングで成立できたことに、多くの関係者は驚いています。今回は、その内容と日本企業への影響について、考えてみたいと思います。

連邦所得税についていえば、最高税率は 39.6% から 37% に引き下げられました。また連邦遺産税（日本の相続税）は、非課税金額が倍増され、1,120 万ドルに。つまり日本でいえば、約 12 億円の遺産まで相続税がかからないこととなります。トランプ減税が富裕層優遇である、と批判される根拠にもなっています。

では、日本企業に関係の深い、連邦法人税はどうなったのでしょうか。今回の税制改正で最も注目された分野ですが、目玉は以下の 2 点とされています。①法人税率をこれまでの 35% から 21% に一気に引き下げたこと、②海外の子会社に留保された利益を米国に還元させる際、1 回限りで低減税率課税する（現金なら 15.5%）こと。

①は大きな変化で、アメリカの法人税率が先進国の平均 22.5% を下回ることになります。アメリカは既にほぼ完全雇用を達成していますので、これにより在米日系企業が設備投資や雇用を大幅に増やすことは考えにくいですが、前向きに検討する要因にはなるでしょう。

②はトランプ大統領が強く訴えた政策ですが、新法人税率が低く、低減税率との差が少ないので、2005 年のブッシュ減税のときのような大規模な還流は起きないと言われています。よって、還流に伴うドル高効果は限定的で、日本企業が大幅に有利になるわけではないでしょう。

総合してみますと、今回の税制改革は大幅ではありますが、景気の押し上げ効果や為替への影響は限定的と考えられます。ただ、少なくとも短期的には、日本企業にとってもプラスの材料であることは間違いありません。日本企業の対米進出が進むならば、弊社もご助力させていただき所存です。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

さな花びらが寄り集まって可愛らしくはあっても、そのような言葉で表現される花では決してないという気がして、確かに桜のいっそ潔い柔らかさに比べ、毅然とも言える程の形態としての硬質さはあるものの、そこに美は余り感じられないように思っていました。

件の東慶寺の梅ですが、梅木立そのものがまだ肌寒い風を遮っており、うらうらとした 2 月のその日の日和とも相俟って、裏庭全体が一早く春の訪れを迎え入れているかのようで、少しうっとりとした心地で小休止していたまさにその時です。そよと一吹き風の風が吹き渡ったその一瞬、辺りには馥郁たる香りが立ち籠め、全身が痺れるように包み込まれていました。その香りの優艶さにはっと目の覚まされるような華麗な贅を感じた……。 (と、当時の文章に書いています。) (橋)



Facebook 随時更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>

